

市有物件売却に係る一般競争入札実施要領

豊 田 市

〔 産業部 ものづくり産業振興課 〕

電話（直通） 0565-34-6774

豊田市公式ウェブサイト

<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

目 次

売却までの流れ	1
第1 売却物件	3
第2 最低売却価格	3
第3 入札参加資格	4
第4 現地説明会	4
第5 質問・回答	5
第6 入札参加申込みの受付	5
第7 入札参加申込みに当たっての注意事項	6
第8 入札の方法等	6
第9 契約と代金の納付	7
第10 物件の引渡し	8
第11 登記	8
第12 その他の留意事項	9
第13 物件調書	10
第14 問合せ先	13

【様式等】いずれも豊田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

- (1) 「市有物件売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」《様式1》
- (2) 「誓約書」《様式2》
- (3) 「法人役員に関する調書」《様式3》
- (4) 「共同申込者構成員調書」《様式4》
- (5) 「委任状」《様式5》
- (6) 「入札書」《様式6》
- (7) 「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」《様式7》
- (8) 「入札辞退届」《様式8》
- (9) 「質問（回答）書」《様式9》
- (10) 「現地説明会 参加申込書」《様式10》
- (11) 不動産売買仮契約書（案）

売却までの流れ

現地説明会の参加申込みから入札及び契約、所有権移転までについて、下記のとおり時系列でまとめました。詳細は、3ページ以降の「市有物件売却に係る一般競争入札実施要領」をご覧ください。

1 現地説明会の参加申込み

受付期間 平成30年9月10日(月)～9月27日(木)
午後5時まで

現地説明会の参加にあたっては、事前申込みが必要です。
指定様式により、電子メール、FAX 又は郵送(必着)で提出してください。

2 質問受付及び回答

質問受付 平成30年9月21日(金)～10月15日(月)
午後5時まで

質問は、指定様式により、電子メール又はFAXで提出してください。
回答は、電子メール又はFAXにて随時回答します。

また、市ホームページ
(<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/kaoku/1023259/1011801/1026499.html>)でも随時公開していきます。

3 現地説明会

平成30年10月2日(火) 午後1時から

※説明会は、申込み状況に応じて、複数回に分けて開催する予定。
時間は、申込み者に対し、後日、個別にお知らせします。

※現地説明会の参加及び現場確認の実施は、入札参加に必須ではありませんが、各種事項(物件調書等を含む)に記載された内容について、すべて了知されているものとみなします。

4 入札参加申込み

受付期間 平成30年10月19日(金)～10月31日(水)
午前8時30分～午後5時
(閉庁日は除きます)

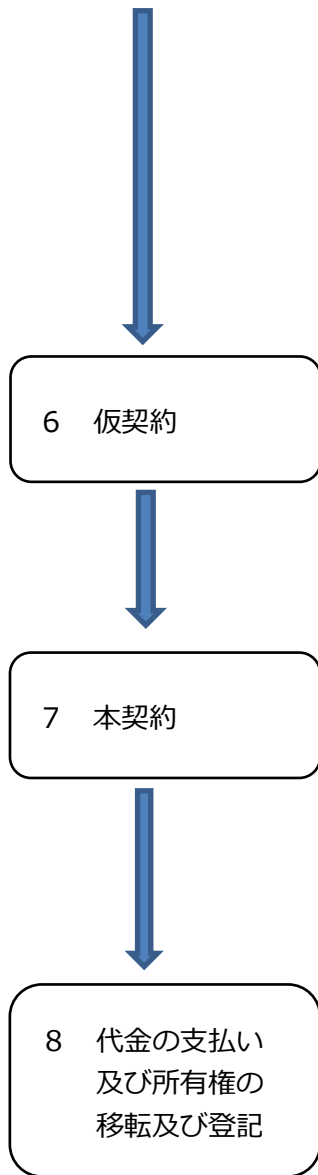
受付場所 豊田市役所 産業部ものづくり産業振興課(西庁舎7階)
直接対面で受付します。郵送やFAXなどによる受付はできませんので、ご注意ください。

提出書類 この受付の際、持参いただく書類も複数ありますので、実施要領をご確認ください(誓約書等)。

その他 受付の際、入札参加に必要な書類(入札心得書等)を説明したうえで、お渡しします。

5 入札・開札

入札・開札日 平成30年11月8日(木)
入札書等投函 午後1時～1時50分
開札 午後2時から



※入札書等提出書類一式を、決められた受付時間内に投函のうえ、午後2時までに会場へお入りください。

場 所
提出書類

豊田市役所 東73会議室（東庁舎7階）
この受付の際、持参いただく書類も複数ありますので、実施要領をご確認ください。（入札保証金納付時の領収書の写し等）

6 仮契約

仮契約日 落札日から起算して10日以内（予定）

※本物件の契約は、「豊田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決が必要となります。財産処分の事務手続を経てから、本契約の本契約の手続に入りますので、この段階では仮契約となります。

7 本契約

本契約日 平成31年4月10日（水）（予定）

契約保証金 本契約日に、契約金額の100分の10以上の額を納めていただきます（入札保証金を充当する場合は、その差額分）。ただし、契約締結と同時に、売買代金の全額を支払う場合には、契約保証金を納付する必要はありません。

8 代金の支払い
及び所有権の
移転及び登記

本契約日の翌日から起算して30日以内に、契約金額から契約保証金を差し引いた代金を納付していただきます。

《物件の引渡し》

本物件は、平成31年3月31日（日）まで、豊田市民の保養施設として運営しています。平成31年4月10日（水）に本契約の締結を受け、本物件内にある美術品の撤去が完了し、かつ売買代金の全額が支払われたのちに、本物件を引き渡します。

本物件を引渡したのち、市が所有権移転登記の手続を行います。登記完了後、登記識別情報通知をお渡しします。

市有物件売却に係る一般競争入札実施要領

豊田市民山の家「リゾート安曇野」は、平成31年3月31日（日）をもって閉館となります。よって豊田市では、この施設の土地及び建物について一般競争入札による売却を行います。

入札は、平成30年11月に行います。参加を希望される方は、以下の内容をご確認のうえ、お申込みください。

第1 売却物件

物件番号	入札件名	所在地・建築年月日		面積・構造
1	豊田市民山の家「リゾート安曇野」	土地	長野県安曇野市穂高有明 7682 番 4 ほか6筆 ※地積更正登記手続中	12,615 m ²
		建物	長野県安曇野市穂高有明 7682 番地 4、7704 番地 6 保養所（平成2年11月築）	鉄筋コンクリート造 垂鉛メッキ鋼板ぶき 3階建 床面積 1階 1,282.53 m ² 2階 2,327.37 m ² 3階 1,044.36 m ² 計 4,654.26 m ²

※本物件の詳細については、「物件調書」記載のとおりです。

なお、物件調書は、入札しようとする者が、物件の概要を把握するための参考資料です（本物件のすべてを説明したものではありませんので、ご注意ください。）。

※本物件は、現況有姿による引渡しとなりますので、ご了承願います。物件調書の記載内容が現況と相違している場合、現況を優先します。

※地積更正登記は平成30年9月末までに完了予定です。更正結果は、市ホームページ（<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/kaoku/1023259/1011801/1026499.html>）でお知らせする予定です。

第2 最低売却価格

金 46,500,000 円（税抜き）

なお、物件1の税抜価格は、土地83%、建物17%の比率としてください。建物には別途、消費税がかかります。売却価格（契約金額）は、土地+（建物×1.08）になります。

（例）最低売却価格の46,500,000円で入札した場合

土地 46,500,000×0.83 = 38,595,000 円

建物 (46,500,000×0.17) ×1.08 = 8,537,400 円

計 47,132,400 円（契約金額）

第3 入札参加資格

入札に参加できる者は、法人又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に該当する者
 - 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
 - 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者
 - 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - 5 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - 6 本公告の日から落札決定までの間に入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者
 - 7 本公告の日から落札決定までの間に「豊田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）」及び「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 23 年 11 月 30 日付け豊田市長等・愛知県豊田警察署・愛知県足助警察署長締結）」に基づく排除措置を受けている者
 - 8 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び代表者、主幹者又はその他の構成員に該当する者
- ※共同（2 者以上の連名）による入札は可能です。ただし、連名者全員が上記で定める資格を備えていることが必要です。

第4 現地説明会

- 1 日 時 平成 30 年 10 月 2 日（火） 午後 1 時から
※説明会は、申込み状況に応じて、複数回に分けて開催する予定です。時間は、申込み者に対し、後日、個別にお知らせします。
- 2 場 所 豊田市民山の家「リゾート安曇野」
- 3 申込み方法 人数把握のため、「現地説明会 参加申込書」《様式 10》により、平成 30 年 9 月 10 日（月）から 9 月 27 日（木）午後 5 時までにお申し込みください（電子メール、FAX 又は郵送（必着）による）。
※ 1 者あたりの参加人数が多数の場合、人数を限定する場合があります。
- 4 申込み先 豊田市役所 豊田市産業部ものづくり産業振興課
〒471-8501 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
FAX 0565-35-4317 E-mail sangyou@city.toyota.aichi.jp
- 5 その他 ・現地説明会の参加及び現地確認の実施は、入札参加に必須ではありません。現地説明会不参加、現場確認未実施でも、入札には参加できますが、各種事項（物件調書等を含む）に記載された内容について、すべて了知されているものとみなします。
・説明会后に、敷地内において現地を確認したい場合は、問合せ先（ものづくり産業振興課）までご連絡ください。指定管理者と協議の上、現地を確認していただきますが、現在営業中の施設であるため、現地確認が制限される可能性があります。

第5 質問・回答

本物件及び入札等の内容に関する質問は、次のとおり受付します。電話での質問受付・回答は致しませんので、ご承知おきください。

- 1 質問方法 「質問（回答）書」《様式9》により、電子メール又はFAXで送付してください。
- 2 受付期間 平成30年9月21日（金）から10月15日（月）午後5時まで
- 3 送付先 豊田市役所 豊田市産業部ものづくり産業振興課
FAX 0565-35-4317 E-mail sangyou@city.toyota.aichi.jp
- 4 回答方法 随時、電子メール又はFAXにて回答します。
回答内容は、市ホームページでも随時公開していきます。

(<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/kaoku/1023259/1011801/1026499.html>)

第6 入札参加申込みの受付

- 1 期 間 平成30年10月19日（金）から10月31日（水）まで（閉庁日は除きます）
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 豊田市役所 産業部ものづくり産業振興課（西庁舎7階）
愛知県豊田市西町3丁目60番地
- 4 提出書類 （共同で申込みの場合、構成員の全てについて※印の書類を提出してください）
 - (1) 「市有物件売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」
《様式1》
 - (2) 「誓約書」《様式2》※
 - (3) 「会社概要」（パンフレット等：個人の場合は不要）※
 - (4) 「法人役員に関する調書」《様式3》（個人の場合は不要）※
 - (5) 「共同申込者構成員調書」《様式4》（共同で申込みの場合）
 - (6) その他以下の添付書類（①②：いずれも発行日から3か月以内のもの）※
 - 個人：①「住民票」の写し1通
②《様式1》に押印した印鑑の「印鑑登録証明書」1通
 - 法人：①「登記事項全部証明書（履歴又は現在事項のいずれか）」1通
②《様式1》に押印した印鑑の「印鑑証明書」1通

提出書類は、必ず受付場所にご持参ください。
郵送、電話、FAX、E-mail等での申込みはできません。

受付が完了した方に、以下の書類をお渡しします。

- ① 「市有物件売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」
（受付印を押したもの）《様式1》の写し
 - ② 「入札保証金納入通知書」（★）
 - ③ 「入札書」《様式6》
 - ④ 「入札心得書」
- (★) 入札保証金については、入札金額の100分の5以上に相当する額を、納入通知書により、指定金融機関へ入札開始前までに納入してください。入札日に領収書の写しをご持参ください。

第7 入札参加申込みに当たっての注意事項

1 物件の地積

現在地積更正登記手続中のため、契約時に面積等が変更となる場合がありますので、ご注意ください。地積更正登記が完了次第（9月末頃予定）市ホームページ（<http://www.city.toyota/aichi.jp/kurashi/sumai/kaoku/1023259/1011801/1026499.html>）で公表する予定です。

2 契約及び登記の名義人

契約は、「市有物件売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」《様式1》に記載された申込者（共同で申込みの場合は、共同申込者も併記）の名義で行います。不動産移転登記は、買受人の依頼に基づき、市が行います。

3 権利移転の時期

市が美術品を撤去し、かつ、買受人が売買代金を全額納付したときに、所有権は市から買受人に移転します。

4 危険負担

本契約締結から売却物件引渡しまでの間に、当該物件が豊田市の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、豊田市に対して売買代金の減免を請求することはできません。

5 引渡し条件

売却物件は、市が美術品を撤去し、かつ買受人が売買代金を全額納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。物件調書詳細ページなどの記載内容と実地に符合しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、売買代金の減額を請求することはできません。

6 開発行為、建物の建築等について

開発行為、建物の建築等を行う場合に様々な規制や遵守事項があり、あらかじめ確認していただく必要があります。詳しくは関係機関までお問合せください。

7 現地確認について

現地確認未実施でも入札には参加できますが、各種事項（物件調書等を含む）に記載された内容について、すべて了知されているものとみなします。

8 入札参加申込み内容の変更及び入札辞退について

入札参加申込み内容の変更は、受け付けません。変更したい場合は、一旦、「入札辞退届」《様式8》を提出し、受付期間内に新たに申込みをしてください。また、参加を辞退したい場合は、入札日までに「入札辞退届」《様式8》を提出してください。その際、「市有物件売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」《様式1》以外の提出書類は、お返しします。

第8 入札の方法等

1 入札にあたって

入札参加申込みの受付の際に直接お渡しする「入札心得書」等をよく読み、入札に参加してください。

2 入札会場への入場

- (1) 入札に参加される方及びその代理人の方は、入札書投函受付時間内に、専用の投函箱に、提出書類一式を投函のうえ、午後2時まで会場にお越しください。投函受付時間を過ぎての投函及び、開札時刻を過ぎての入場は、いかなる理由があっても認められませんのでご承知おきください。
- (2) 入札は代理人でも行うことができます。その場合は入札日に委任状《様式5》を提出していただきます。

3 入札の日時、場所等

- (1) 入札日 平成30年11月8日(木)
- (2) 場 所 豊田市役所 東73会議室(東庁舎7階)
愛知県豊田市西町3丁目60番地

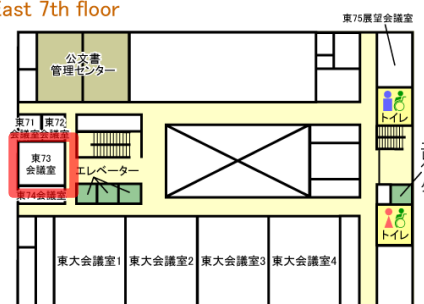
(3) 入札から開札までの流れ

入札書等一式の投函受付 午後1時～1時50分
開札 午後2時から

(4) 持参する物

- ① 「市有物件売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」(受付印を押したもの)
《様式1》の写し
- ② 入札保証金納付時の領収書の写し
入札参加申込み時にお渡しした納入通知書により、振込みをされた領収書の写しをご持参ください。
- ③ 「委任状」《様式5》(代理人の場合)
- ④ 「入札書」《様式6》

東庁舎 7階
East 7th floor



4 落札者の決定

- (1) 最低売却価格以上の最高の価格をもって入札をした者とします。
- (2) 同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじによって落札者を決定します。

5 結果の公表

入札結果を豊田市公式ウェブサイトで公表します。

第9 契約と代金の納付

1 仮契約 締結期限：落札日から起算して10日以内

- (1) 本物件の売買契約は、「豊田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第27号)」第3条の規定により、議会の議決が必要となる案件に該当しますので、議会の議決を得て、財産処分の事務手続を経たうえで本契約を締結することになります。このため、落札者は本要領に添付の「不動産売買仮契約書(案)」により、仮契約を締結します。

議会の議決が得られなかった場合には、この仮契約は効力を失い、既に納められた入札保証金は、落札者に返還します(入札保証金には利息はつけません)。

- (2) 正当な理由なく契約をされない方は、今後当市が行う同様の入札に参加できなくなります。また、落札者が契約締結期限までに仮契約を締結しない場合、入札保証金は市に帰属します。

- 2 契約に付す主な条件（別添「不動産売買仮契約書（案）」も参照のこと。）
 - （1）本物件は、現況有姿で引き渡します。
 - （2）買受人は、本物件に隠れた瑕疵(アスベスト、土壌汚染、地中障害物、文化埋蔵物、地下汚染水、PCB、産業廃棄物等を含む。)があっても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- 3 本契約 平成31年4月10日（水）（予定）

議会の議決を受け、財産処分の事務手続を経たうえで本契約となります。
- 4 契約保証金

本契約日に、契約金額（税込み）の100分の10以上の額を納めていただきます（入札保証金を充当する場合は、その差額分）。ただし、本契約締結と同時に、売買代金の全額を支払う場合には、契約保証金を納付する必要はありません。

なお、契約保証金には、利息はつけません。
- 5 契約に要する費用

契約書に貼付する収入印紙代は、買受人の負担となります（額は契約金額により異なります。）。
- 6 売買代金の納付
 - （1）本契約日の翌日から起算して30日以内に、契約金額から契約保証金を差し引いた代金を納付していただきます。
 - （2）契約保証金に入札保証金を充当する場合及び契約保証金を売買代金に充当する場合は「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」《様式7》を提出してください。
 - （3）期限までに納付されない場合は、契約を解除することがあります。その場合、契約保証金は市に帰属します。

第10 物件の引渡し

本物件は、平成31年3月31日（日）まで、豊田市民の保養施設として運営しています。平成31年4月10日（水）（予定）に本契約の締結を受け、本物件内にある美術品の撤去が完了し、かつ売買代金の全額が支払われたのちに、本物件を引き渡します。

美術品は、4月中に撤去する予定ですが、時節柄、運搬会社の美術品搬出予定時期のずれが生じる可能性があることをご承知おきください。

第11 登記

- （1）本物件の引渡し後、市が所有権移転登記の手続を行います。
- （2）所有権移転登記時に必要なものは、買受人の負担となります。
 - ア 売買代金支払時の領収書の写し
 - イ 登録免許税額分の「収入印紙」（額については、別途お知らせします。）
- （3）登記完了後、登記識別情報通知をお渡しします。

第12 その他の留意事項

(1) 買受人には固定資産税、不動産取得税等が課税されます。以下の固定資産評価額を参考に公租公課について考慮してください。

(参考) 平成30年度固定資産評価額 土地 77,178,570円

建物 364,944,139円

(2) 本物件は中古物件です。引渡し後に自然消耗や経年劣化による腐蝕等を原因として、各設備の故障等があったとしても、それは隠れた「瑕疵」に該当しません。

(3) 本物件土地において、地中埋設物が存在するか否かは不明です。引渡し後に、本物件土地において地中埋設物が発見され、撤去等の処理を行う場合には、買受人の責任と費用負担において処理してください。

(4) 本物件は地下に重油タンクが埋設されていますが、土壌汚染調査を行っていないため、本物件土地に土壌汚染が存在するか否かは不明です。なお、本物件引渡し後、本物件土地において土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に定める特定有害物質その他の有害物質及び平成18年3月中央環境審議会土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会報告「油汚染対策ガイドライン」の対象となる物質等による土壌汚染が発見された場合には、買受人の責任と費用負担において処理してください。

(5) 本物件について、設計図書、定期調査報告書、建物の目視調査から吹付けアスベスト又はアスベストを含有する資材の使用は確認されていません。本物件引渡し後、本物件建物において新たに吹付けアスベスト又はアスベストを含有する資材が発見された場合は、買受人の責任と費用負担において処理してください。

(6) 本物件について、建物の目視調査から、PCBの使用及び保管は確認されていません。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)による「PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書」は提出されていません。稼働中のPCB含有機器等の存在が判明した場合、廃棄に要する費用は法令に違反しない限り買受人が負担してこれを処理してください。

(7) 引渡し時点において本物件内に付属する市所有にかかる構築物、地中埋設物、その他の附属物及び残置物(什器・備品等の動産を含む。)については、市はその所有権を放棄し、買受人がその責任と費用を負担して処理してください。

(8) 本物件には、敷地内に地方公共団体が管理する道路や敷地を分断する認定外道路が存在します。本物件引渡し後、当該道路が存しているために払い下げまたは付け替え等が必要になる場合、買受人の責任と費用負担において対応してください。

第13 物件調書

1 物件調書をご確認いただくにあたって

- (1) 物件調書は、入札参加者が本物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。
 - (2) 現地において、現地説明会及び内覧を下記のとおり行いますので「現地説明会 参加申込書《様式 10》」を電子メール、FAX 又は郵送（必着）で送付してください。詳細は、4ページをご覧ください。
- 日時 平成30年10月2日（火） 午後1時から
場所 豊田市民山の家「リゾート安曇野」
- (3) 物件調書の記載内容が現状と相違している場合は、現状を優先します。
 - (4) 案内図は、現況と異なる場合があり、表示されている名称等については、これを特定するものではありません。
 - (5) 開発等（建築を含む。）にあたっては、都市計画法、建築基準法及び条例等により指導がなされる場合がありますので、各関係機関にご照会ください。
 - (6) 資料の閲覧ができます（工事図面、建築基準法第12条第2項に基づく建物検査の結果の資料）。

日時 平成30年9月10日（月）から10月31日（水）まで
午前8時30分から午後5時まで
（閉庁日は除きます。）

閲覧場所・申込み先 豊田市 産業部ものづくり産業振興課
愛知県豊田市西町3丁目60番地（西庁舎7階）

※上記日時内に事前に電話（0565-34-6774）のうえ、お越してください。

2 土地及び建物の概要

(1) 土地（所有者は豊田市）

所在及び地番	地目	地積（登記㎡）
長野県安曇野市穂高有明 7682 番 4	山林 (現況:宅地・山林)	9,198
長野県安曇野市穂高有明 7703 番 3	山林	1,196
長野県安曇野市穂高有明 7703 番 5	山林	156
長野県安曇野市穂高有明 7704 番 3	原野	521
長野県安曇野市穂高有明 7704 番 6	原野 (現況:一部宅地)	1,323
長野県安曇野市穂高有明 7707 番 10	原野	149
長野県安曇野市穂高有明 7710 番 3	雑種地 (現況:山林)	72

合計 12,615 ㎡

※地積更正登記手続中。地積更正登記が完了次第（9月末頃）、市ホームページ

（<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/kaoku/1023259/index.html>）でお知らせします。

(2) 建物

所 在 長野県安曇野市穂高有明 7682 番地 4、7704 番地 6
種 類 保養所
構 造 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき 3 階建（登記簿）

床面積	1階	1,282.53 m ²	
	2階	2,327.37 m ²	
	3階	1,044.36 m ²	計 4,654.26 m ²
建築年月	平成2年11月		

3 接面道路

- ・南西側 幅員約6m舗装市道に接道
- ・北側 幅員約5.5m舗装市道に接道
(敷地西側寄りに幅員約4m未舗装認定外道路有り)

4 主な法規制等

- (1) 用途地域等 非線引き都市計画区域、用途地域の指定はなし
「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」に定めた安曇野市土地利用基本計画において「山麓保養区域」に指定されている。
- (2) 建ぺい率 60%
- (3) 容積率 100%
- (4) その他
 - ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
 - ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。

5 供給施設

- (1) 電気 中部電力株式会社
- (2) ガス 鈴与商事株式会社（プロパンガス）
- (3) 上水道 安曇野市水道局
- (4) 下水道 穂高温泉供給株式会社
- (5) 温泉 穂高温泉供給株式会社

6 公共交通機関（鉄道）

JR大糸線穂高駅下車 車で約10分

7 付帯設備

- (1) 電気設備 受変電設備、発電機設備、照明設備ほか
- (2) 空調設備 冷温水発生機、ファンコイルユニットほか
- (3) 衛生設備 給排水設備、給湯設備ほか
- (4) 防災設備 自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備ほか
- (5) 温泉設備 温泉タンク、温泉ポンプ、配管設備、重油タンク
- (6) エレベーター 乗用2機（750kg積載、11人乗）

8 備品

- (1) 備品に関しては、美術品を除き原則としてすべて買受人に無償譲渡します。

(2) 参考として、下記の一覧をホームページで公開しています(引き渡し時の現況有姿と異なる場合があります)。

ア 美術品(豊田市が引き上げるもの)

イ 購入金額が5万円以上の備品(譲渡予定備品)

9 温泉供給契約

(1) 本物件は、現在、穂高温泉供給株式会社と14口(1口40m³/月)の温泉供給契約を締結しています(契約期間:平成22年9月28日~平成32年9月27日)。

(2) 本物件の引渡しの際には、温泉供給契約の名義変更が必要になり、その際の手数料等については、買受人の負担となります。

14口名義変更した場合

ア 名義変更手数料 700,000円(消費税別途)

イ 保証預り金 1,400,000円(温泉供給管理規程7条)

(3) 温泉供給を継続する場合は、現契約期間満了2ヶ月前までに、更新手続きが必要です(14口で280,000円(消費税別途))。

(4) その他発生する料金は下記のとおりです。

14口の場合

ア 温泉基本料金 112,000円/月(消費税別途)(40m³/口まで)

イ 下水道基本料金 22,400円/月(消費税別途)(20m³/口まで)

ウ 計量器使用料 1,000円/年(消費税別途)

エ 共同施設管理費 3,000円/年(消費税別途)

(5) 上記内容は、平成30年8月に穂高温泉供給株式会社に確認したものです。金額の変更もありますので、詳細は、下記へお問合せください。

穂高温泉供給株式会社 長野県安曇野市穂高有明 3621-2

電話 0263-83-2912(代表)

10 主な大規模修繕

平成20年度 外壁改修

平成21年度 客室ファンコイルユニット更新

平成22年度 中央監視装置更新

平成29年度 温水用ボイラー更新

11 参考

(1) 管理運営状況等について

ア 指定管理者 東レエンタープライズ株式会社

イ 館内設備

(ア) 客室 和室 14(定員5人)、和洋室 4(定員5人)、洋室 4(定員2~3人) 全22室(定員100人)

(イ) 風呂 男女浴場(サウナ・露天風呂付)

(ウ) 食堂 100人収容

- (工) 広間 60 畳 (舞台付・2 分割可)、20 畳
 (オ) 研修室 155 m² 定員 108 名
 (カ) 娯楽施設 喫茶コーナー、ナイトラウンジ、カラオケルーム、売店、麻雀室
 ウ 利用対象 豊田市内在住・在勤の者
 エ 運営収支 指定管理者による平成 29 年度運営収支については、別紙 5「平成 29 年度リゾート安曇野管理運営費収支実績」を参照。
 オ 年間利用者 当施設の年間利用者は下表のとおりです。
- | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|----------|----------|----------|
| 15,650 人 | 14,526 人 | 15,762 人 |
- カ ホームページ 指定管理者ホームページ (<http://www.resort-azumino.com>)

(2) 参考図面等

- 別紙 1 -1~2 位置図、アクセス案内図
 別紙 2 -1~4 配置図、平面図
 別紙 3 公図写し
 別紙 4 豊田市民山の家「リゾート安曇野」概要
 別紙 5 平成 29 年度リゾート安曇野管理運営費収支実績

第 1 4 問合せ先

豊田市役所 産業部ものづくり産業振興課
 〒471-8501 愛知県豊田市西町 3 丁目 6 0 番地 (西庁舎 7 階)
 電話 0565-34-6774
 FAX 0565-35-4317
 メール sangyou@city.toyota.aichi.jp